

第28 保安検査の時期変更

第28 保安検査の時期変更（危政令第8条の4第2項）

1 保安検査時期変更承認申請

危政令第8条の4第2項ただし書及び危規則第62条の2の規定による保安検査時期変更承認申請については、次によること。

(1) 危規則第62条の2の規定による保安検査時期の特例事由【S52.3.30 消防危56】

ア 保安検査の対象となる屋外タンク貯蔵所の所有者等（以下「義務者」という。）の判断において、当該屋外タンク貯蔵所の保守管理の必要が生じた場合は、危規則第62条の2第2号に規定する事由に該当するものであること。

イ 義務者の判断において危険物の種類を変更する必要が生じた場合は、危規則第62条の2第3号に規定する事由に該当するものであること。

(2) 休止中の屋外タンク貯蔵所に係る保安検査時期の変更

休止期間中に保安検査を受けなければならないこととなる屋外タンク貯蔵所については、危政令第8条の4第2項ただし書の規定に基づく危規則第62条の2第3号に規定する事由に該当するものとなるので、当該屋外タンク貯蔵所が再開されるまでの期間を、当該保安検査を受けるべき時期とすることができます。【S58.12.13 消防危第130】

(3) 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の保安検査受検時期【H21.10.27 消防危193】

ア 保安検査時期変更の理由

危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことの承認は、次の措置が講じられていることを要件とすること。

(ア) 危険物（危規則第62条の2第2項各号の危険物の貯蔵及び取扱いに係るもの）を除く。

次の（イ）において同じ。）を除去する措置が講じられていること。

(イ) 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

イ 例外とする危険物の貯蔵及び取扱い

危規則第62条の2第2項各号に掲げる規定により、危険物の貯蔵及び取扱いから除かれるものは、次の（ア）～（ウ）の場合とする。

(ア) 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおいて危険物の貯蔵又は取扱いが行われる場合。

(イ) ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱いが行われる場合（一の機器において取扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の5分の1未満である場合に限る。）。

(ウ) 屋外タンク貯蔵所の配管のうち他の製造所等との共用部分において危険物を取扱う場合（当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いを伴うものに限る。）。

ウ 保安検査受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の取扱い

危規則第62条の2第1項第3号の事由により保安検査の実施時期が変更された後、承認された保安検査の受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、次の（ア）又は（イ）に定める期間までに保安検査を受けなければならないこと。

(ア) 変更前の保安検査の受検期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、変更前の保安検査の受検期限。

(イ) 変更前の保安検査の受検期限より後で、かつ、承認された保安検査の受検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日。

(4) 保安検査を延期する場合にあっては、次によること。

ア 延期することによっても当該屋外貯蔵タンクの安全性が確保されるものであること。

イ 危規則様式第29の申請書には、次に掲げる事項を記載した図書を添付すること。

- (ア) 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書
- (イ) 延期期間
- (ウ) 延期理由
- (エ) 前回の内部開放時の点検結果及び補修内容
 - a 溶接線の欠陥部及びその補修内容
 - b アニュラ板、底板、側板の板厚測定結果及びその補修内容
- (オ) 延期した場合のタンクの安全性に係る検討書
 - a 溶接線に係る安全性の検討書
 - b アニュラ板、底板、側板の板厚等に係る安全性の検討書

2 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請

危政令第8条の4第2項第1号、危規則第62条の2の2及び危規則第62条の2の3の規定による特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（危規則様式第26の2、第26の3、第26の4、第26の5、第26の6）に添付する標準的な添付図書は、次のとおりとすること。【H6.9.1消防危73】【H13.10.11消防危112】【H23.2.23消防危36】【H23.2.25消防危45】

(1) 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況に関する申請添付資料

- ア コーティング
- イ タンク底部外面の腐食防止措置
- ウ 板厚
- エ 補修、変形
- オ 不等沈下
- カ 支持力、沈下
- キ 維持管理体制

(2) 危険物の貯蔵管理等の状況に関する申請添付資料

- ア 水等成分管理の実施
- イ 腐食率
- ウ タンク底部外面の防食措置
- エ 補修、変形
- オ 不等沈下
- カ 支持力、沈下
- キ 維持管理体制

(3) 危険物保安技術協会のタンク開放周期の個別延長に係る技術援助報告書（写）

(4) 危険物保安技術協会の個別延長に係る基準対応表

(5) その他必要な図書

3 特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認申請（新基準適合期限延長）

【H21.10.27消防危193】

(1) 確認の時期

休止の確認の時期は従前の新基準適合期限以前とすること。

(2) 確認の手続等

休止の確認手続等については、次のアからエまでによること。

- ア 確認を受けようとする者は、申請書（危規則様式第36、第39）と、講じられた休止措置その他参考となるべき事項を記載した書類を提出すること。
- イ 休止の確認をする内容は、次のとおりであること。
 - (ア) 危険物を除去する措置が講じられていること。
これは、危険物が清掃等により完全に除去されていることをいうものであること。

(イ) 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置を講じること。

これは、危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある配管等について、閉止板を設置すること、配管等を一部取り外すこと等により、誤作動又は誤操作があった場合においても、危険物が流入しないようにすることをいうものであること。

(ウ) 見やすい箇所に幅0.3m以上、長さ0.6m以上の、地が白の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識が掲示されていること。

ウ 確認を受けた特定屋外タンク貯蔵所等の所有者、管理者又は占有者は危険物の貯蔵及び取扱いを再開しようとする場合又は前アの申請書類に記載された事項に変更が生じる場合には、あらかじめ、その旨を届け出なければならないこと。

エ 前ウにおける再開前に前イにおける措置が講じられていない場合には、当該休止の確認を取り消すことがあること。

4 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請【H21.10.27 消防危193】

(1) 内部点検期間延長の事由

危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことの承認は、次の措置が講じられていることを要件とすること。

ア 危険物（危規則第62条の2第2項各号の危険物の貯蔵及び取扱いに係るもの）を除く。次のイにおいて同じ。）を除去する措置が講じられていること。

イ 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(2) 例外とする危険物の貯蔵及び取扱い

前1(3)イによること。

(3) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の内部点検の実施時期

危規則第62条の5第3項の規定に基づき内部点検の期間が延長された後、期間延長後の内部点検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、次のア又はイに定める期間までに内部点検を実施すること。

ア 変更前の内部点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、変更前の内部点検の実施期限。

イ 変更前の内部点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の内部点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日。